

「静岡市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的考え方（答申）」の概要

計画の基本的な考え方

背景（国の動向）	策定の趣旨（位置づけ）	計画の期間
○女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり 女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いこと 、 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化している ことを踏まえて、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定め、 女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現 に寄与することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定された（R6. 4. 1施行）。	法及び基本方針を踏まえ、県計画を勘案し、 ジェンダー平等 と 人権尊重 の理念のもと、困難な問題を抱える 女性の福祉の増進 を図るため、女性が抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、法第8条第3項に基づく市基本計画として策定する。	令和7年度～令和12年度（6年間） 「静岡市男女共同参画行動計画」の中間見直し又は改定時期に合わせ一体化を検討する。
【法の目的・基本理念】 【国・県・市の取組の推進】 【法・基本方針のポイント】	「 女性の福祉 」「 人権尊重 」「 男女平等 」といった視点を明確に規定 国：基本方針の策定 県：基本計画の策定（義務） 市：県計画を勘案し基本計画の策定（努力義務） 「 保護更生 」から「 意思を尊重され、きめ細やかで寄り添いつながり続ける支援 」「 民間団体との協働 」	

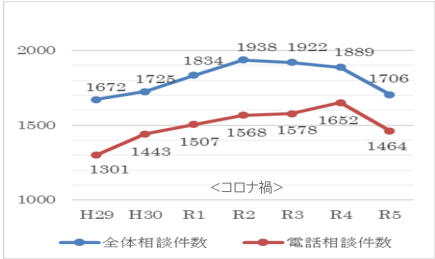
本市における女性支援の現状と課題

女性支援の現状

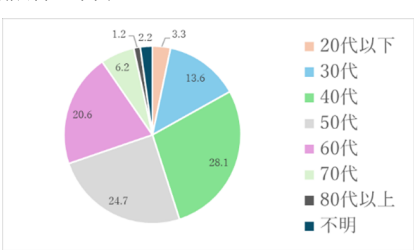
○市では、女性が抱えている諸問題について相談できる多くの取組を実施している。
具体的には、各区福祉事務所における「女性相談」、市女性会館における「女性のための総合相談」、「静岡市配偶者暴力相談支援センター」における相談支援、「生活保護」などの経済的問題に係る支援、その他精神的な問題、妊娠・出産・子育てに係る問題についても相談を受けている。また、特に若年女性が対象となるもの、高齢の女性が支援の対象となるもの、外国人の女性が支援の対象となるものもある。

○R5年度市女性会館における女性総合相談の状況

<相談件数の推移>



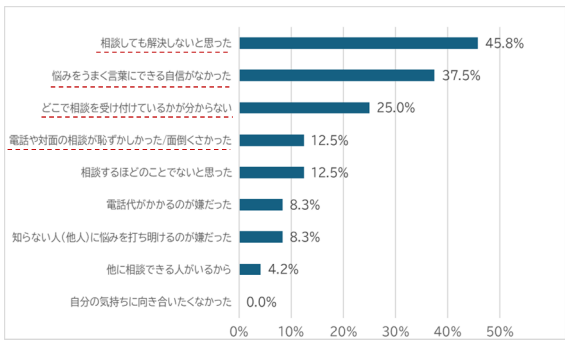
<相談者の年代> *幅広い年齢層



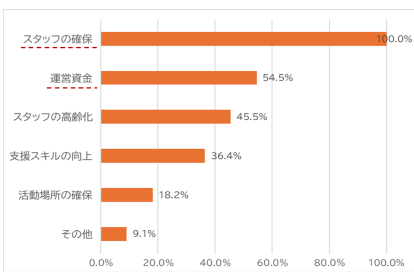
<相談内容> *女性の抱える問題が多様化、複合化



○相談ためらう理由（実態調査アンケート）



○民間支援団体の活動継続の課題（県調査）



○民間支援団体等へのヒアリングの状況

民間団体は、行政の手が届きにくい分野・困りごとについて、当事者に寄り添った、柔軟できめ細やかな支援を行っていることが分かった。

<女性支援に関する意見（一部）>

- ・困難な問題を抱えた女性にとって、「相談のために窓口に行くことはハードルが高い」し、「電話をかけるのも勇気がある」とアウトリーチを行っている支援スタッフからの意見があった。
- ・女性の抱える問題は、DV被害と障害など複数で相互に絡み合っていることが多く、一つの相談機関・支援機関では解決できないことが多い状況であるため、様々な機関が連携するネットワークが必要である。
- ・福祉分野の職員にもっとジェンダー平等の視点を持ってもらいたいとの要望や実務経験の少ない職員に対するOJTや研修の機会の充実への要望があった。

女性相談の課題

課題1 相談に至らない女性を相談につなげること

様々な問題を抱えながらも市の支援機関へ相談していない女性に対しては、その後の支援を可能とするため、相談窓口につなげることが必要である。

(1) 相談による問題解決を諦めてしまう

「相談しても解決しない」「悩みをうまく言葉にできない」「誰かに相談するほどのことではない」と相談による問題解決を諦めてしまう女性がいる。

(2) 電話や対面による相談に抵抗感がある

「相談のために窓口に行くことはハードルが高い」「電話するもの勇気がある」と相談をためらう女性がいる。

(3) 相談窓口を知らない

「どこで相談を受け付けているかわからない」女性がいる。

(4) 問題が深刻化するおそれ

相談をためらうために問題が深刻化してしまう女性がいる。

課題2 相談内容の多様化、複合化

女性の抱える問題は、DV被害と障害など複数で相互に絡み合っていることが多く、一つの相談機関・支援機関では解決できない状況である

民間団体との協働に関する課題

課題3 行政の手が届きにくい部分への支援

行政機関による広範な分野の多様な支援と市民活動団体・民間団体による柔軟できめ細かい支援、それぞれの強みを活かした協働に努めていくことが重要となっている。

課題4 民間の支援団体のスタッフ確保、運営資金不足

民間の支援団体が活動を継続していくためにはスタッフの確保や運営資金に課題がある。

支援員やスタッフの育成に関する課題

課題5 支援員の知識や経験への依存

支援員やスタッフの知識や経験に頼る部分が多い。相談員の確保や相談員の対応力の維持向上について課題を感じている市の支援機関がある。民間団体には、福祉分野の職員にもっとジェンダー平等の視点を持ってもらいたいとの要望や実務経験の少ない職員に対するOJTや研修の機会の充実への要望がある。

1
理
基
念
本

ジェンダー平等と人権尊重に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉を増進し、安心して自分らしく暮らせる静岡（まち）の実現

2
的
支
考
援
え
の
方
基
本

ジェンダー平等とすべての人の人権尊重の理念のもと、困難な問題を抱える女性一人ひとりの意思を尊重しながら、関係機関及び民間団体の連携、協働により、女性が抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期から切れ目なく包括的に提供します。

3 計画の方針

方針1 支援の端緒となる相談機能を果たす

市民にとって最も身近な行政機関であることから、支援対象者にとって身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすための施策を実施する。

(1) 教育・啓発による理解促進

ジェンダー平等、人権尊重及び問題発生時の支援機関について幼少期から教育・啓発していく。

(2) 多様なニーズに対応できる相談体制

電話、対面による相談だけでなく、SNS等多様なニーズに対応できる相談体制をつくる。

(3) 多様な手段による広報・周知

広報紙、市公式HP、チラシだけでなく、支援を必要としている女性に届く方法による広報、周知を図る。

(4) アウトリーチ等による早期発見

アウトリーチや居場所の提供など相談につながりやすい環境を作り、支援対象者の早期発見に努める。

方針2 各種支援制度の実施主体として、関係機関と連携していく

困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度にかかる部署がそれぞれ主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供するための施策を実施する。

(5) 支援調整会議等の連携体制の構築を検討

支援調整会議等の連携体制の構築を検討し、支援対象者の心身の状況に応じた最適な支援が切れ目なく包括的に実施できるように努める。

方針3 民間の支援団体との協働を図るとともに、その活動を支援する

行政機関による広範な分野の多様な支援と市民活動団体・民間の支援団体による柔軟できめ細かい支援、それぞれの強みを活かした協働を図るとともに、民間の支援団体の活動を支援するための施策を実施する。

方針4 人材育成し、大切にする

支援員やスタッフの知識、支援技術を高めるとともに、ジェンダー平等・人権尊重に係る認識を深めることで人材を育成する。育成した人材の心身をケアし、働きやすい環境を整備することで、人材を大切にする。